

第一章 総論

第1節 機構（組織）の概要

1 保健所事務分掌

保健総務課

- (1) 地域保健事業の企画、立案及び調査研究に関する事。
- (2) 健康危機管理の総括に関する事。
- (3) 新型インフルエンザ対策に関する事。
- (4) 食育推進計画の総括に関する事。
- (5) 大津市保健所運営協議会に関する事。
- (6) 保健衛生統計調査に関する事。
- (7) 特定給食施設の指導に関する事。
- (8) 専門的栄養指導に関する事。
- (9) 地域医療に関する事。
- (10) 地域リハビリテーションの支援に関する事。
- (11) 献血に関する事。
- (12) 地域の保健医療に係る各種団体への補助に関する事。
- (13) 墓地、納骨堂及び火葬場に関する事。
- (14) 公印の保管に関する事。
- (15) 庁舎の維持管理に関する事。
- (16) 公用車の管理に関する事。
- (17) 医療機関の監視に関する事。
- (18) 病院、診療所及び助産所の許可及び届出に関する事。
- (19) 医療安全に関する事。
- (20) 衛生検査所に関する事。
- (21) 医療従事者の免許に関する事。
- (22) 医療統計に関する事。
- (23) 医療機能情報に関する事。
- (24) 救急医療に関する事。
- (25) あん摩マッサージ指圧師等の届出等に関する事。
- (26) 医薬品等の販売等の許可及び監視指導に関する事。
- (27) 毒物劇物販売等の登録及び監視指導に関する事。
- (28) 麻薬及び向精神薬免許申請等に関する事。
- (29) 課の庶務に関する事。

衛生課

- (1) 興行場、旅館、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所及び遊泳用プールの衛生に関すること。
- (2) 温泉の利用に関すること。
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関すること。
- (4) 水道事業の衛生及び飲用井戸の衛生指導に関すること。
- (5) 健康危機管理に関すること。
- (6) 関係団体の指導に関すること。
- (7) 衛生関係功労者等の表彰に関すること。
- (8) 環境衛生の教育及び啓発に関すること。
- (9) 衛生営業施設総合管理システムの管理運営に関すること。
- (10) 公衆浴場運営補助金に関すること。
- (11) 衛生害虫の相談に関すること。
- (12) 課の庶務に関すること。
- (13) 食品衛生関係施設の営業許可及び届出並びに監視指導に関すること。
- (14) 食品衛生監視指導計画の策定に関すること。
- (15) 食中毒の予防及び調査並びに不良食品の調査に関すること。
- (16) HACCP 及びセーフフードしが (S-HACCP) 関係施設の指導に関すること。
- (17) 食鳥処理の事業及びふぐの取扱いの規制に関すること。
- (18) と畜場及び化製場等に関すること。
- (19) BSE 対策特別措置法に関すること。
- (20) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
- (21) 食品安全情報の提供に関すること。
- (22) 食品衛生講習会に関すること。
- (23) 食品衛生教育及び啓発に関すること。
- (24) 食品等の試験検査に関すること。
- (25) 環境（大気汚染、水質汚濁、悪臭等）の試験検査に関すること。
- (27) 試験検査結果の信頼性確保に関すること。

動物愛護センター

- (1) 動物の愛護及び管理に関すること。
- (2) 動物取扱業の登録に関すること。
- (3) 特定動物の飼養許可に関すること。
- (4) 狂犬病の予防に関すること。
- (5) 飼い犬の登録に関すること。
- (6) 化製場等(動物飼養・収容施設に限る)に関すること。
- (7) 県動物保護管理センターとの連絡調整に関すること。
- (8) 防疫に係る消毒に関すること。

保健予防課

- (1) 健康危機管理に関すること。
- (2) 感染症対策に関すること。
- (3) 感染症発生動向調査に関すること。
- (4) 結核予防対策に関すること。
- (5) 特定感染症の検査に関すること。
- (6) 肝炎治療特別促進事業に関すること。
- (7) 予防接種に関すること。
- (8) 特定疾患治療研究事業に関すること。
- (9) 難病支援に関すること。
- (10) 難病関係団体の指導に関すること。
- (11) 精神保健福祉相談に関すること。
- (12) 家族会支援に関すること。
- (13) 思春期・ひきこもり家族支援に関すること。
- (14) 精神保健福祉ボランティア育成に関すること。
- (15) 自殺対策に関すること。
- (16) 原子爆弾被爆者の援護に関すること。
- (17) アスベスト救済法に関すること。
- (18) 課の庶務に関すること。

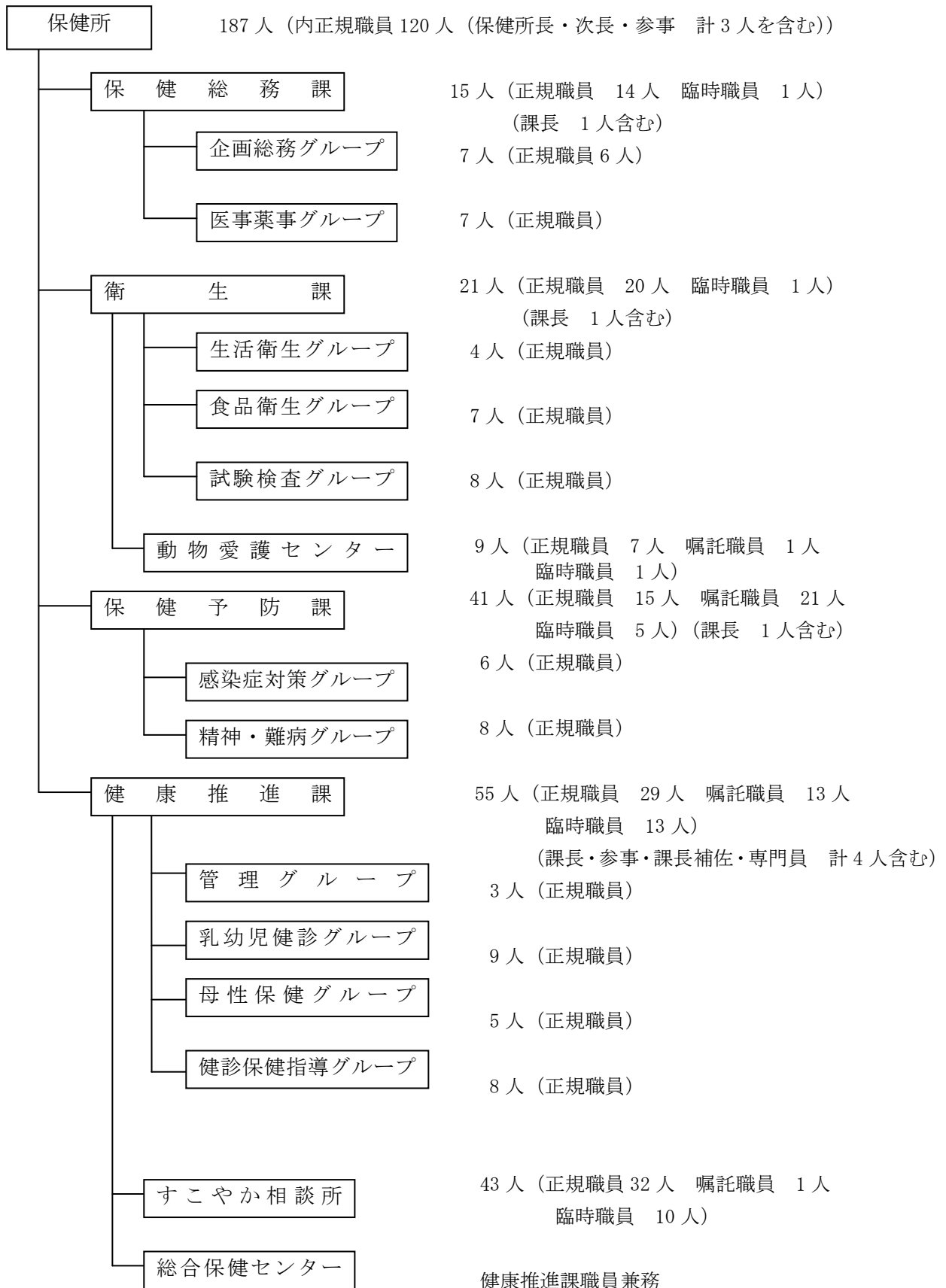
健康推進課

- (1) 保健衛生思想の普及、調査及び研究に関すること。
- (2) 成人及び老人保健施策の企画、調査及び研究に関すること。
- (3) 成人及び老人保健事業に係る衛生統計及び保健衛生思想の普及向上に関すること。
- (4) 生活習慣病の予防に関すること。
- (5) 健康教育に関すること。
- (6) 健康増進思想の普及及び啓発に関すること。
- (7) 健康づくり教室事業に関すること。
- (8) トレーニングルーム及び健康運動教室の指定管理に関すること。
- (9) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく地域支援事業（老人保健施策に関するものに限る。）に関すること。
- (10) 総合保健システムに関すること。
- (11) 公印の保管に関すること。
- (12) 母子保健施策の企画、調査及び研究に関すること。
- (13) 母子保健事業に係る衛生統計及び保健衛生思想の普及向上に関すること。
- (14) 母子保健事業に関すること。
- (15) 歯科保健に関すること。
- (16) 児童福祉法に基づく疾病により長期療養を必要とする児童に対する事業に関すること。
- (17) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定健康診査及び特定保健指導に関すること。
- (18) 健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく医療等以外の保健事業に関すること。
- (19) 健康増進及び女性健診事業に関すること。
- (20) 各種健診の事後指導に関すること。
- (21) 保健事業に係る補助金に関すること。
- (22) 課の庶務に関すること。

すこやか相談所

- (1) 保健施策の企画、調査及び研究に関すること
- (2) 保健事業の実施に関すること。
- (3) 保健事業に係る衛生統計及び保健衛生思想の普及向上に関すること。

2 保健所組織図 (平成 25 年 4 月 1 日現在)



※臨時職員には、産休・育休・病休代替を含む

3 職種別職員構成

平成 25 年 4 月 1 日現在 (単位：人)

| | | 職 員 数 | 医 師 | 獣 医 師 | 薬 劑 師 | 保 健 師 | 看 護 師 | 歯 科 衛 生 士 | 診 療 放 射 線 技 師 | 理 学 療 法 士 | 管 理 栄 養 士 | 発 達 相 談 員 | 化 学 職 | 事 務 職 | 現 業 職 |
|-------------|--------------------|-------------|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------------------|---------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-------------|-------------|-------------|
| 所 長 | | 1 (1) | 1 (1) | | | | | | | | | | | | |
| 次 長 | | 1 | | | | | | | | | | | | 1 | |
| 参 事 | | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | |
| 保健 総務課 | 課 長 | 1 | | | | | | | | | | | | 1 | |
| | 企画総務 G | 6 | | | | 1 | | | | | 1 | | | 4 | |
| | 医事薬事 G | 7 | | | 2 | 1 | | 1 | 1 | | | | | 2 | |
| 小計 | | 14 | | | 2 | 2 | | 1 | 1 | 1 | | | | 7 | |
| 衛 生 課 | 課 長 | 1 | | | 1 | | | | | | | | | | |
| | 生活衛生 G | 4 | | | 2 | | | | | | | | | 2 | |
| | 食品衛生 G | 7 | | 2 | 5 | | | | | | | | | | |
| | 試験検査 G | 8 | | 1 | 3 | | | | | | | | 4 | | |
| | 動物愛護センター | 7 (1) | | 3 (1) | | | | | | | | | | 1 | 3 |
| 小計 | | 27 (1) | | 6 (1) | 11 | | | | | | | | 4 | 3 | 3 |
| 保健予 防課 | 課 長 | 1 (1) | | | | 1 (1) | | | | | | | | | |
| | 感染症対策 G | 6 | | | | 3 | 1 | | | | | | | 2 | |
| | 精神・難病 G | 8 | | | | 6 | | | | | | | | 2 | |
| 小計 | | 15 (1) | | | | 10 (1) | 1 | | | | | | | 4 | |
| 健康推 進課 | 課長・参事・ 課長補佐・専門員 | 4 | 1 | | | 1 | | | | | | | | 2 | |
| | 管理 G | 3 | | | | | | | | | | | | 3 | |
| | 乳幼児健診 G | 9 | | | | 1 | | 2 | | | 2 | 4 | | | |
| | 母性保健 G | 5 | | | | 5 | | | | | | | | | |
| | 健診保健指導 G | 8 | | | | 5 | 1 | | | | | | | 2 | |
| | すこやか相談所 | 32 (1) | | | | 32 (1) | | | | | | | | | |
| 小計 | | 61 (1) | 1 | | | 44 (1) | 1 | 2 | | | 2 | 4 | | 7 | |
| 合 計 | | 120 (4) | 3 (1) | 6 (1) | 13 | 56 (2) | 2 | 2 | 1 | 1 | 3 | 4 | 4 | 22 | 3 |

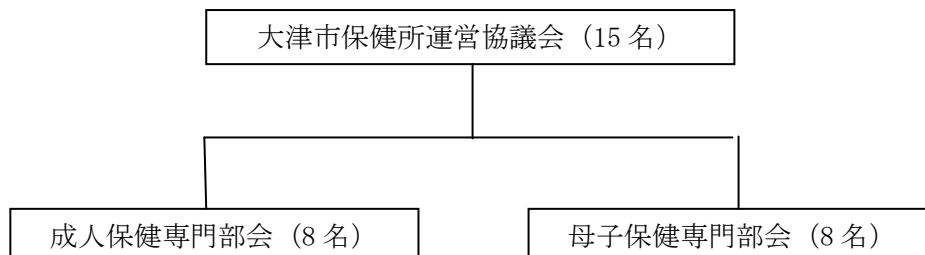
※ () は、うち県派遣職員数

4 委員会等

(1) 大津市保健所運営協議会

平成 21 年 4 月 1 日、大津市が中核市への移行により保健所政令市となったことに伴い、これまでの大津市保健対策協議会を発展的に解消し、平成 21 年度から「大津市保健所運営協議会」を設置している。この協議会は、地域保健法及び大津市保健所条例に基づき、市民の生涯にわたる健康の保持及び増進、並びに公衆衛生の向上に関する総合的な施策の推進を図るため、本市における地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議する機関として設置したものであり、地域保健施策を推進するに当たり、医療及び福祉との連携を図り、総合的、一体的に推進するため、保健・衛生・医療機関及び団体、福祉団体、市民団体、関係行政機関等の代表者及び公募により選ばれた市民から構成されている。

機構、組織（平成 21 年 7 月 1 日設置）



(設置目的)

- ① 地域住民の意見を反映した保健所業務を行う。
- ② 保健所が地域保健対策の中心的機関として企画及び調整等の機能を果たすとともに、医療・福祉との連携やライフサイクルを通じた包括的な健康づくりという視点から関係機関と連携して、地域保健対策を総合的に推進する。
- ③ 保健所業務の発展を期するため、関係者・関係機関等に対する理解を深めるとともに、地域の健康問題への関心を高める。

構成員所属（15名：平成 25 年 4 月 1 日現在）

1. 大津赤十字病院
2. 大津市医師会
3. 大津市歯科医師会
4. 大津市薬剤師会
5. 大津市自治連合会
6. 大津市地域女性団体連合会
7. 大津市社会福祉協議会
8. 大津市老人クラブ連合会
9. 大津市健康推進連絡協議会
10. 大津市民生委員児童委員協議会連合会
11. 滋賀県食品衛生協会大津支部
12. 大津警察署
13. 大津北警察署
14. 公募委員（2名）

(2) その他の附属機関

| 名称 | 設置目的 | 所管課 |
|------------------|--|-------|
| 大津市医療福祉推進協議会 | 医療福祉の推進のために必要な事項を調査審議する。 | 保健総務課 |
| 大津市予防接種健康被害調査委員会 | 予防接種に起因して発生した健康被害及びその事後対策について必要な事項を調査審議する。 | 保健予防課 |
| 大津市予防接種協議会 | 予防接種事業の円滑な実施のために必要な事項を調査審議する。 | 保健予防課 |
| 大津市感染症診査協議会 | 感染症の患者に対する就業制限、入院勧告、入院期間の延長及び医療の公費負担などに関し必要な事項を協議する。 | 保健予防課 |
| 大津市肺がん検診協議会 | 肺がん検診を円滑に実施するために必要な事項を調査審議する。 | 健康推進課 |
| 大津市消化器がん検診協議会 | 消化器がん検診を円滑に実施するために必要な事項を調査審議する。 | 健康推進課 |
| 大津市歯科保健推進協議会 | 歯科保健事業を円滑に実施するために必要な事項を調査審議する。 | 健康推進課 |
| 大津市乳がん検診協議会 | 乳がん検診を円滑に実施するために必要な事項を調査審議する。 | 健康推進課 |
| 大津市小児慢性特定疾患対策協議会 | 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の規定に基づく小児慢性特定疾患に係る医療給付の対象者の認定及び当該疾患の治療研究事業の実施に関し必要な事項を審査し、及び調査審議する。 | 健康推進課 |

第2節 事業概要

1 保健総務課

(単位：千円)

| | 平成 24 年度 | | 平成 25 年度 | | 事業概要説明 (平成 25 年度) |
|---------------|----------|------------------------|----------|-----------------------|--|
| | 決算見込額 | 左の特定財源内訳 | 予算額 | 左の特定財源内訳 | |
| 1. 衛生統計調査事業 | 1,861 | 国 1,861 | 2,643 | 国 2,643 | 厚生労働省において、政策の企画及び立案に必要な資料を得るために実施する保健衛生に関する各種調査について、保健所が国の委託を受けて実施する。 |
| 2. 総合保健対策事業 | 20,104 | 国 600 県 330 諸 83 | 16,037 | 国 535 県 54 諸 51 | <p>①総合保健対策事業費 11,181 千円 地域・職域における健康づくりを進めるための連携会議の開催や献血事業に取り組むほか、看護師を確保するため、市内看護師養成学校や三師会公衆衛生活動事業への支援を実施する。</p> <p>②食環境整備事業費 887 千円 「大津市食育推進計画」の進捗管理及び啓発を行う。特定給食施設及び多数給食施設において栄養管理が適切に行われるよう、施設に対する計画的な栄養指導を行う。また、国民健康・栄養調査を国の委託を受けて実施する。</p> <p>③健康危機管理体制整備事業費 2,847 千円 健康危機事例発生時において、迅速かつ効果的な対応を行うため、平時より健康危機事例発生に備えた組織体制の整備と、大規模災害（原子力災害含む）が発生した場合に備えた市民啓発と情報提供、災害備品や医薬品の確保と維持を行う。</p> <p>④保健医療基本計画推進事業費 830 千円 保健医療の充実と医療体制の整備を推進するための指針である本計画が、今年度が最終年度となるため最終評価を行い、次期計画を策定する。</p> <p>⑤健康おおつ21推進事業 292 千円 大津市健康おおつ21（第2次計画）推進会議を開催し、関係機関、団体との協働のもとにその総合的な推進を図る。</p> |
| 3. 地域医療確保支援事業 | 51,943 | 県 19,023 | 57,276 | 県 18,434 | <p>①地域医療推進事業 2,280 千円 地域医療の一端を担う在宅医療の環境整備を図るため、地域リハビリテーション支援事業を進めるとともに、市医師会及び関係病院等と連携し、脳卒中及び糖尿病について、地域連携クリティカルパスの普及推進を図る。また医療福祉、在宅看取りを推進するため、医療福祉推進協議会を開催し、「医療福祉ビジョン」の策定や「医療福祉シンポジウム」の開催に取り組む。</p> <p>②医療確保対策事業 54,877 千円 休日、夜間の専門的な治療に対応する救急医療機関（後方医療機関）の確保、小児救急医療体制の確保及び本市北部地域の医療確保を図るため、医療機関に対して財政支援を行うとともに、休日救急歯科診療を確保するため、市歯科医師会への財政支援を行う。</p> |

| | | | | | | | |
|------------------|--------|------------------|------------------------------|--------|------------------|--------------------------------|---|
| 4. 医務薬務等 指導事業 | 961 | 使 | 961 | 1,386 | 使 | 1,170 | <p>医療法、薬事法、毒物劇物取締法等に基づく許可及び届出に関する事務を行うとともに、医療機関や医薬品、毒物劇物等の製造・販売・管理を行う事業者に対し立入検査や監視指導を行う。また、医療安全、医療資源の有効活用に関する啓発、相談事業を行う。</p> <p>1. 医療監視事業費 494 千円 2. 薬事指導事業費 775 千円 3. 毒物劇物指導事業費 117 千円</p> |
| 合計 | 74,869 | 国 県 使 諸 | 2,461 19,353 961 83 | 77,342 | 国 県 使 諸 | 3,178 18,488 1,170 51 | |

2 衛生課

(単位：千円)

| | 平成 24 年度 | | 平成 25 年度 | | 事業概要説明 (平成 25 年度) |
|---------------|----------|--|----------|-------------------------------------|--|
| | 決算見込額 | 左の特定財源内訳 | 予算額 | 左の特定財源内訳 | |
| 1. 生活衛生事業 | 4,223 | 使 356 | 4,555 | 使 879 | 興行場法、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、温泉法及び滋賀県遊泳用プール条例に基づく営業施設の許可及び届出事務並びに施設等に対する計画的な監視指導（立入検査等）業務を実施する。 |
| 2. 食品衛生事業 | 1,680 | 使 1,480 | 2,807 | 使 2,268 | 食品衛生法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、滋賀県ふぐの取扱の規制に関する条例に基づく食品衛生関係施設の許可及び届出事務並びに施設等に対する計画的な監視指導（立入検査等）業務を実施する。 |
| 3. 検査事業 | 86,493 | 国 25 | 81,500 | 国 25 | 食品衛生法に基づく規格又は基準等の適否をチェックするため流通食品等の衛生検査、食中毒や感染症等の原因を究明し拡大防止を図るための衛生検査を実施する。 また、水質汚濁防止法、大気汚染防止法等に基づく基準等の適否をチェックするため工場排水、排ガス等の環境検査を実施する。 |
| 4. 動物愛護管理事業 | 18,077 | 使 903 諸 28 寄 10 | 15,630 | 使 676 諸 40 | 動物の愛護及び管理に関する法律等に基づく許可及び届出事務並びに監視指導業務、犬、猫の引き取り、保護等及び地域ねこ活動支援に関する業務を実施する。 |
| 5. 狂犬病予防事業 | 6,358 | 使 6,358 | 7,329 | 使 7,328 諸 1 | 狂犬病予防法に基づく狂犬病予防注射及び飼犬登録事務等の業務を実施する。 |
| 6. 公衆浴場運営補助事業 | 12,776 | 県 2,515 | 10,484 | 県 2,032 | 地域住民にとって保健衛生上欠くことのできない公衆浴場の経営安定と自立を図るため、その実施した事業等に対して補助金を交付する。 |
| 7. 防疫衛生事業 | 1,245 | — | 547 | — | 市防災計画に基づき災害時等及び感染症発生時に防疫作業を実施する。 |
| 合計 | 130,852 | 国 25 県 2,515 使 9,097 諸 28 寄 10 | 122,852 | 国 25 県 2,032 使 11,151 諸 41 | |

3 保健予防課

(単位：千円)

| | 平成 24 年度 | | 平成 25 年度 | | 事業概要説明 (平成 25 年度) |
|---------------------------|-----------|------------------------------|----------|------------------------------|--|
| | 決算見 込額 | 左の特定財源 内訳 | 予算額 | 左の特定財源 内訳 | |
| 1. 感染症予防 事業 | 2,619 | 国 972 | 3,511 | 国 1,266 | 感染症の流行予測のため発生動向調査を実施する。また、感染症発生時は疫学調査、消毒、保健指導を実施し二次感染の予防に努める。 |
| 2. 特定感染症 予防対策 事業 | 2,098 | 国 795 県 20 | 2,380 | 国 1,057 県 20 | エイズ予防対策として、啓発・HIV検査・相談を実施し、性病予防対策として梅毒検査を実施する。また、葉型肝炎問題の対応としてウイルス型肝炎検査の実施、肝炎治療特別促進事業の申請窓口事務を実施する。 |
| 3. 結核予防対策 事業 | 5,605 | 国 1,378 | 6,013 | 国 993 | 結核の早期発見、蔓延予防及び患者の適正医療の確保のため、感染症診査協議会の運営、接触者健康診断、結核患者精密健診、服薬および療養支援、私立学校等健康診断費補助事業を実施する。 |
| 4. 感染症医療 療養費事業 | 4,131 | 国 4,071 | 10,120 | 国 7,310 | 感染症患者の医療費について、適正な医療の普及を図るため、入院の場合は医療に要する費用を、また通院の場合は必要な医療経費の95%に相当する額を公費負担する。 |
| 5. 予防接種事業 | 826,332 | 県 151,717 諸 18 | 746,058 | 県 147,719 | 感染のおそれがある疾病の発生及び蔓延を予防するため予防接種法による予防接種を実施する。(ポリオ、麻しん、風しん、三種混合(DPT)、四種混合(DPT-IPV)、BCG、日本脳炎、ジフテリア・破傷風、インフルエンザ(高齢者))また、任意予防接種の公費負担を実施する。(ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん) |
| 6. 難病患者地域 支援対策推進 事業 | 1,412 | 国 798 | 1,617 | 国 808 | 難病患者に対する適切な在宅療養支援が行われるよう、訪問相談事業、医療・介護関係者とのチーム支援体制の構築、在宅療養における課題を検討する会議の開催、支援従事者を対象とする研修会を開催する。災害時の個別対策等の検討 |
| 7. 特定疾患治療 研究事業 | 470 | 県 470 | 482 | 県 482 | 原因が不明で、治療法が確立していない難病のうち厚生労働省が指定した56疾患について、医療費の公費負担申請窓口事務を実施する。 |
| 8. 精神保健福祉 事業 | 3,639 | 県 1,475 | 7,048 | 県 4,465 | 精神障害者が、住みなれた地域で安心して暮らせるよう相談・支援体制の充実と、医療・保健・福祉関係者のチーム支援体制の充実に努める。自殺対策の検討。 |
| 9. 健康被害対策 事業 | 88 | 県 13 諸 4 | 101 | 県 25 諸 2 | ① 被爆者対策事業 「原子爆弾被害者に対する援護に関する法律」に基づく医療費の給付、各種手当の支給に関する申請窓口事務、健康診断、原爆二世に対する健診案内、訪問介護費用の公費負担申請窓口事務を実施する。 ② アスベスト対策事業 アスベストによる健康被害を受けられた方、または、その遺族の方で、労働災害の対象とならない方に対して支給される救済給付の受付事務を実施する。 |
| 合計 | 846,394 | 国 8,014 県 153,695 諸 22 | 777,330 | 国 11,434 県 152,711 諸 2 | |

4 健康推進課

(単位：千円)

| | 平成 24 年度 | | 平成 25 年度 | | 事業概要説明 (平成 25 年度) |
|--------------------|----------|-----------------------------------|----------|-------------------------------|---|
| | 決算見込額 | 左の特定財源内訳 | 予算額 | 左の特定財源内訳 | |
| 1. 結核検診事業 | 1,620 | — | 2,024 | — | 結核の早期発見を図るため、65歳以上の者を対象に検診車等により住民結核検診を実施する。 |
| 2. 総合保健センター運営事業 | 517,409 | 国 1,330 県 2,475 諸 452 | 550,016 | 県 569 諸 618 | 総合保健センターは医療機関としての役割を果たすとともに、「生涯健康都市大津」をめざし市民の健康保持・増進を図り、もって保健サービスの一層の充実を図る。 1. 人件費 (61人) 444,179千円 2. 健康推進事業費 1,866千円 3. 総合保健センター運営事業費 85,441千円 4. 総合保健システム事業費 18,530千円 |
| 3. 健診事業 | 2,522 | 使 1,795 諸 8 | 5,658 | 使 1,949 | 疾病の早期発見、予防及び健康を維持増進させることを目的として、女性健診コースを実施する。また、民間委託によるトレーニングルーム及び健康運動教室を実施する。 |
| 4. 健康づくり教室事業 | 2,043 | — | — | — | |
| 5. 食育推進事業 | 931 | 諸 124 | 1,035 | 諸 160 | 第2次大津市食育推進計画に基づき市民が食育に関心をもち、地域の中で積極的に食育の取組を行うことができるように事業を企画し、実施する。 |
| 6. 乳幼児健診事業 | 29,493 | 国 61 県 102 使 3,371 諸 130 | 25,150 | 使 3,387 諸 166 | 乳幼児に対し、心身の健康管理についての適切な指導を行うとともに、心身障害及び各種疾病や虐待等の支援の必要性を早期に発見して、早期対応や治療に結びつけることを目的として実施する。 |
| 7. 未熟児養育医療費給付事業 | 19,598 | 国 5,129 諸 4,512 | 18,103 | 国 7,097 県 3,548 諸 3,844 | 母子保健法に基づき、医療が必要な未熟児に対して養育に必要な医療の給付を実施する。 |
| 8. 小児慢性特定疾患治療費助成事業 | 94,798 | 国 47,930 | 102,227 | 国 50,271 | 児童福祉法に基づき慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付を実施する。 |
| 9. 給付事務事業 | 2,018 | 国 988 県 129 | — | — | |
| 10. 妊婦健診事業 | 251,539 | 県 51,067 諸 3 | 259,782 | 県 53,321 | 妊婦の健康管理の充実と経済的負担軽減を図るため、公費負担制度を実施しており、基本受診券14枚、検査受診券10枚を交付している。 |
| 11. 不妊治療事業 | 76,714 | 国 29,396 | 57,173 | 国 25,043 | 次世代の育成を図ること、並びに少子化対策の一環として、一般不妊治療・特定不妊治療に対し助成金を交付する。 |
| 12. 母性保健事業 | 5,601 | 国 2,688 諸 106 | 6,123 | 国 2,397 県 129 諸 360 | 保健・福祉・医療・教育等の関係機関と連携を図りながら、不妊相談、多胎児家庭育児支援、各種教室を実施する。 1. 母性保健事業 3,283千円 2. 多胎児家庭育児支援事業費 2,840千円 |

(単位：千円)

| | 平成 24 年度 | | 平成 25 年度 | | 事業概要説明（平成 25 年度） |
|---------------------|----------|--------------------|----------|--------------------|--|
| | 決算見込額 | 左の特定財源内訳 | 予算額 | 左の特定財源内訳 | |
| 13.産後うつ対策事業 | 5,701 | 国 5,200 | 7,267 | 国 6,100 | 出産後は、うつ病や産後精神病など女性の生涯で最も精神障害をきたしやすい時期である。このことは、母親の苦痛に留まらず愛着形成の障害や育児不安などのかたちで、育児の障害や子どもの発達に与える影響も大きい。このことから新生児訪問時に、産後うつスクリーニングを実施し、支援が必要な母親及び家族に対して継続訪問を実施する。 |
| 14.健康教育相談事業 | 1,543 | 県諸 579 199 | 2,150 | 県諸 944 420 | 市民の健康管理に資するため、心身の健康に関する個別の相談に応じる健康相談を実施する。また、健康増進に関する正しい知識の普及を図り、「自らの健康は自らで守る」という自覚を高めるため、健康教育を実施する。 |
| 15.基本健康診査事業 | 3,037 | 県 2,025 | 4,131 | 県 2,272 | 生活保護受給者等を対象に、生活習慣病の早期発見・早期治療を目的に医療機関に委託して実施する。 |
| 16.胃がん検診事業 | 9,077 | 使 1,247 | 10,671 | 使 1,449 | 胃がんを早期に発見するために検診車により市内を巡回し実施する。 |
| 17.子宮頸がん検診事業 | 62,348 | 国使 12,295 5,967 | 67,994 | 国使 11,583 6,417 | 子宮頸がんを早期に発見するため、医療機関に委託して実施する。 |
| 18.乳がん検診事業 | 31,640 | 国使 11,960 3,037 | 39,785 | 国使 12,678 3,815 | 乳がんを早期に発見するために、視触診・マンモグラフィ併用法による乳がん検診を個別検診・集団検診により実施する。 |
| 19.大腸がん検診事業 | 55,561 | 国使 6,208 5,375 | 62,151 | 国使 7,871 6,093 | 大腸がんを早期に発見するために、医療機関に委託して実施する。 |
| 20.歯科保健推進事業 | 2,982 | 使 596 | 4,902 | 使 621 | 成人歯科保健対策として、歯周疾患検診（35歳・40歳・45歳）と妊婦歯科検診を実施する。 |
| 21.肝炎ウイルス検査事業 | 22,314 | 県使 15,034 1,259 | 25,432 | 県使 20,884 1,338 | 肝炎ウイルス感染者を早期に発見するために、医療機関に委託して実施する。 |
| 22.後期高齢者健康診査事業 | 77,829 | 諸 64,424 | 79,807 | 諸 64,153 | 後期高齢者医療制度被保険者に対して、県後期高齢者医療広域連合より委託を受け、生活習慣病の早期発見、早期治療を目的に医療機関に委託して実施する。 |
| 23.肺がん検診事業 | 49,282 | 使 4,291 | 57,179 | 使 4,759 | 肺がんを早期に発見するために、医療機関に委託して実施する。 |
| 24.各種健（検）診事務事業 | 6,810 | 県 200 | — | — | |
| 25.すこやか相談所運営事業 | 11,242 | 県諸 76 518 | 12,627 | 県諸 101 509 | 市民の健康管理を図るため、市内7ブロックごとにすこやか相談所を設置し、市民に対する保健・福祉サービスの向上を図る。 |
| 26.胃がんリスク検診事業費 | 14,615 | 使 3,741 | 20,611 | 使 4,797 | 胃がんの早期発見及び胃がんリスクの軽減を図るために、医療機関に委託して実施する。 |
| 27.不育症治療費助成事業 | — | — | 2,200 | — | 平成 25 年度より不育症を抱える夫婦の経済的な負担の軽減を図るため、医療機関で受けた不育症の治療及び検査に要した費用の一部を助成する。 |
| 28.障害児・要発達支援児早期対応事業 | — | — | 6,854 | 国 2,394 | 乳幼児健診において障害児・要発達支援児の早期発見を行い、発見後の早期対応を充実するため、発達外来、発達支援療育事業親子教室及び療育前早期対応親子教室など各種事業を実施する。 |

| | | | | | | | |
|-----|-----------|---|---------|-----------|---|---------|--|
| 合 計 | 1,358,267 | 国 | 123,185 | 1,431,052 | 国 | 125,434 | |
| | | 県 | 71,687 | | 県 | 81,768 | |
| | | 使 | 30,679 | | 使 | 34,625 | |
| | | 諸 | 70,476 | | 諸 | 70,230 | |